

第10表 家事涉外事件の事件別新受件数—全家庭裁判所

事 件	件 数
<b>総 数</b>	<b>10 120</b>
<b>審 判 事 件</b>	<b>5 800</b>
<b>別 表 第 一</b>	<b>5 087</b>
後見開始の審判及びその取消し(別一 1等)	140
保佐開始の審判・取消しなど(別一 17等)	83
補助開始の審判・取消し(別一 36等)	27
後見人の選任(別一 3等)	36
特別代理人の選任(利益相反行為)(別一 12等)	122
不在者の財産の管理に関する処分(別一 55)	373
失踪の宣告及びその取消し(別一 56等)	49
養子縁組をするに於ける許可(別一 61)	404
特別養子縁組の成立及びその離縁に関する処分(別一 63等)	42
扶養義務の設定及びその取消し(別一 84等)	2
相続の限定承認の申述受理(別一 92)	23
相続の放棄の申述の受理(別一 95)	1 930
相続財産管理人選任等(相続人不分明)(別一 99)	107
遺言執行書の検認(別一 103)	104
遺言執行者の選任(別一 104)	20
任意後見契約に関する法律関係(別一 111等)	11
戸籍法による氏の変更についての許可(別一 122)	194
戸籍法による名の変更についての許可(別一 122)	81
就籍についでその許可(別一 123)	17
戸籍の訂正についでその許可(別一 124)	75
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律23条の2第2項の事件(別一 130)	1
その他	1 246
<b>別 表 第 二</b>	<b>713</b>
婚姻費用の分担(別二 2)	85
子の監護者の指定その他の処分(別二 3)	445
財産の分与に関する処分(別二 4)	17
親権者の指定又は変更(別二 8)	117
扶養に關する処分(別二 9等)	1
遺産の分割に関する処分など(別二 12等)	25
寄与分を定める処分(別二 14)	1
その他	22
<b>調 停 事 件</b>	<b>4 320</b>
<b>別 表 第 二</b>	<b>1 910</b>
婚姻費用の分担(別二 2)	517
子の監護者の指定その他の処分(別二 3)	990
財産の分与に関する処分(別二 4)	25
親権者の指定又は変更(別二 8)	221
扶養に關する処分(別二 9等)	12
遺産の分割に関する処分など(別二 12等)	130
寄与分を定める処分(別二 14)	5
その他	10
<b>別 表 第 二 以 外</b>	<b>2 410</b>
婚姻中の夫婦間的事件(別二 1)	1 717
合意に相当する審判事項	552
その他	141

(注) この表は前掲3、4表の内数表である。

家事涉外事件とは家事審判、調停事件のうち、申立人、相手方、事件本人、参加人、被相続人、遺言者などの全部又は一部が外国人である事件をいう。